

正誤表

「練馬区福祉のまちづくり推進条例 施設整備マニュアル【建築物】（資料編）」の印刷冊子について、以下のとおり、訂正いたします。

※令和 5 年 10 月 1 日改正施行分も含みます。

（１）練馬区福祉のまちづくり推進条例

条項	誤	正
第 29 条 第 1 項	令第 9 条で定める規模（前条の規定により建築の規模を定めている特別特定建築物にあっては、同条で定める規模）以上の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 11 条から第 24 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。	令第 9 条で定める規模（前条の規定により建築の規模を定めている特別特定建築物にあっては、同条で定める規模）以上の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 11 条から第 25 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
第 29 条 第 2 項	前項の規定にかかわらず、床面積の合計が前条で定める規模以上 500 平方メートル未満の特別特定建築物（公衆便所を除く。）を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 19 条および第 25 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。	前項の規定にかかわらず、床面積の合計が前条で定める規模以上 500 平方メートル未満の特別特定建築物（公衆便所を除く。）を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 20 条および第 26 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
第 30 条 第 1 項 1 号 ア	令第 11 条から第 13 条まで、 <u>第 14 条第 1 項第 1 号</u> 、同条第 2 項、 <u>第 16 条</u> 、 <u>第 21 条</u> （令第 20 条第 2 項の規定による案内設備または同条第 3 項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、 <u>第 22 条</u> および <u>第 24 条</u> に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの	令第 11 条から第 13 条まで、 <u>第 14 条第 1 項</u> 、同条第 2 項、 <u>同条第 4 項</u> 、 <u>第 17 条</u> 、 <u>第 22 条</u> （令第 21 条第 2 項の規定による案内設備または同条第 3 項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、 <u>第 23 条</u> および <u>第 25 条</u> に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの
第 30 条 第 1 項 1 号 イ	令第 18 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第 1 項、同条第 2 項第 1 号（階から階に至る階段を除く。）、第 2 号、第 6 号および第 7 号（イおよびニ(1)を除く。）ならびに同条第 3 項に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの	令第 19 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第 1 項、同条第 2 項第 1 号（階から階に至る階段を除く。）、第 2 号、第 6 号および第 7 号（イおよびニ(1)を除く。）ならびに同条第 3 項に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの

第32条第3項	前2項の規定は、 <u>令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</u>	前2項の規定は、 <u>令第19条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</u>
第33条第3項	新設	<u>第1項の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。</u>
第33条第4項第3号 ※令和7年6月1日改正により、第3項→第4項へ 以下、 項番号が繰り下がり、 第4項→第5項 第5項→第6項	別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。	別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、 <u>当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u>
第36条第2項	前項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、 <u>令第18条第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。</u>	前項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、 <u>令第19条第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。</u>
第37条第2項	建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、 <u>令第18条第2項第1号から第6号までおよび前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。</u>	建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、 <u>令第19条第2項第1号から第6号までおよび前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。</u>

第37条第4項	令第18条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項および第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。	令第19条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項および第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
第37条第5項	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号（イおよびニ(1)を除く。）および第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路（令第18条第1項第2号および第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に限る。）については、令第18条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第19条第2項第7号（イおよびニ(1)を除く。）および第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路（令第19条第1項第2号および第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に限る。）については、令第19条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。
第38条の2第2項第2号	一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、 <u>70センチメートル以上とすること。</u>	一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、 <u>75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。</u>
第38条の2第2項第4号	新設	第2号の規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。

第38条第2項第7号	当該特定経路を構成する敷地内の通路は、 <u>令第16条</u> の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。	当該特定経路を構成する敷地内の通路は、 <u>令第17条</u> の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
第39条第1項	建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあっては第31条から第38条まで、前条第1項に規定するホテルまたは旅館にあっては第31条から第37条までおよび前条の規定）は、つぎに掲げる建築物の部分に限り、適用する。	建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあっては第31条から第38条まで、前条第1項に規定するホテルまたは旅館にあっては第31条から第37条までおよび前条の規定）は、つぎに掲げる建築物の部分（ <u>第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分</u> ）に限り、適用する。
第39条第1項第2号	道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの <u>1以上の経路</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
第39条第1項第4号	第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの <u>1以上の経路</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
第39条第1項第6号	車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの <u>1以上の経路</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
第39条第2項	前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する建築物の部分については、第33条第1項第1号、 <u>同条第4項</u> および <u>第5項</u> の規定は、適用しない。	前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する建築物の部分については、第33条第1項第1号、 <u>同条第5項</u> および <u>第6項</u> の規定は、適用しない。
付則（施行期日） ※令和7年6月1日改正	新設	この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表第6（第41条の3関係）		
1 園路および広場	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する令第3条第1号に規定する園路および広場を設ける場合は、当該園路および広場のうち1以上は、つぎに掲げる基準に適合させること。 ア 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等および令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する令第3条第1号に規定する園路および広場を設ける場合は、当該園路および広場のうち1以上は、つぎに掲げる基準に適合させること。 ア 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等および令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(2) 練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則

条項	誤	正
第9条第3項	公共的建築物の建築等（新築を除く。以下この条において同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分に限るものとする。	公共的建築物の建築等（新築を除く。以下この条において同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分（第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。
	(1) 〔略〕	(1) 〔略〕
	(2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	(2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
	(3) 〔略〕	(3) 〔略〕
	(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便所（前号の便所に設けられているものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便所（前号の便所に設けられているものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
	(5) 〔略〕	(5) 〔略〕
	(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路	(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

付則（施行期日） ※令和 5 年10月 1 日改正	新設	1 この規則は、令和 5 年10 月 1 日から施行する。
付則（経過措置） ※令和 5 年10月 1 日改正	新設	2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 3、第 4 号様式、第 6 号様式および第21号様式（甲）の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議または工事に係る届出について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議または工事に係る届出については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第 4 条第 5 号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則別表第 3 の規定は適用しない。 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。
付則（施行期日） ※令和 7 年 6 月 1 日改正	新設	1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
付則（経過措置） ※令和 7 年 6 月 1 日改正	新設	（経過措置） 2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 3 および第 4 号様式から第 9 号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第 4 条各号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則別表第 3 の規定は適用しない。 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第 3		
1 建築物（共同住宅を除く。）に関する整備基準	略	別紙のとおり
2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準	略	別紙のとおり
3 道路（特定道路を除く。）に関する整備基準	略	別紙のとおり
6 公共交通施設に関する整備基準	略	別紙のとおり
別表第 5	配置図における明示すべき事項 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および <u>特定道路</u>	配置図における明示すべき事項 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および <u>特定経路</u>

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令		
条項	誤	正
第五条	(特別特定建築物) 第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校	(特別特定建築物) 第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校
第六条	(建築物特定施設) 第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～六 (略) (新設) 七～十 (略)	(建築物特定施設) 第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～六 (略) 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(第十五条において「劇場等」という。)の客席 八～十一 (略)
第七条	(都道府県知事が所管行政庁となる建築物) 第七条 (略) 2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。 一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物 二 (略)	(都道府県知事が所管行政庁となる建築物) 第七条 (略) 2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。 一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物 二 (略)

第十条	(建築物移動等円滑化基準) <u>第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)</u>は、次条から<u>第二十四条</u>までに定めるところによる。 2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。<u>第二十五条</u>において「<u>条例対象小規模特別特定建築物</u>」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、<u>第十九条及び第二十五条</u>に定めるところによる。	(建築物移動等円滑化基準) <u>第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)</u>は、次条から<u>第二十五条</u>までに定めるところによる。 2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。<u>第二十六条</u>において「<u>条例対象小規模特別特定建築物</u>」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、<u>第二十条及び第二十六条</u>に定めるところによる。
第十四条	(便所) <u>第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>一 便所内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)</u>が円滑に利用することができるものとして<u>国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)</u>を一以上設けること。 <u>二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。</u>	(便所) <u>第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)</u>の階数に相当する数(床面積が一万平方メートルを超える階がある場合あっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設けるものでなければならない。 (一 削る) (二 削る)

第十四条第2項	2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。	2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上(当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。))が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
第十四条第3項	新設	3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならない。
第十四条第4項	新設	4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

第十五条	新設	(劇場等の客席) 第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分(車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。)を設けなければならない。 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
第十五条 第十六条	第十五条 (略) 第十六条 (略)	第十六条 (略) 第十七条 (略)
第十八条 (※旧 第十七条)	(駐車場) 第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。 (一 新設) (二 新設)	(駐車場) 第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。)が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

第十九条 (※旧 第十八条)	(移動等円滑化経路) 第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 四 (略)	(移動等円滑化経路) 第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。))を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)) 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)) 四 (略)
第二十条～第二十二条 (※旧 第十九条～第二十一条)	第十九条～第二十一条 (略)	第二十条～第二十二条 (略)

第二十三条 (※旧 第二十二条)	(増築等に関する適用範囲) <u>第二十二條</u> 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 一 （略） 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 三 （略） 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 五 （略） 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	(増築等に関する適用範囲) <u>第二十三條</u> 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。 一 （略） 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 三 （略） 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 五 （略） 六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

第二十四条 (※旧 第二十三条)	(公立小学校等に関する読替え) 第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、<u>第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定</u>（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「<u>第五条第一号に規定する公立小学校等</u>」とする。	(公立小学校等に関する読替え) 第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、<u>第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定</u>（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「<u>第五条第一号に規定する公立小学校等</u>」とする。
第二十五条 (※旧 第二十四条)	(条例で定める特定建築物に関する読替え) 第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、<u>第二十二</u>条中「特別特定建築物」とあるのは「<u>法第十四条第三項の条例で定める特定建築物</u>」とする。	(条例で定める特定建築物に関する読替え) 第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、<u>第二十三</u>条中「特別特定建築物」とあるのは「<u>法第十四条第三項の条例で定める特定建築物</u>」とする。
第二十六条 (※旧 第二十五条)	(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準) 第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、<u>第十八条</u>の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>次に</u>」とあるのは「<u>第一号又は第四号に</u>」と、同条第二項第三号中「<u>第十一条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十一条各号及び</u>」と、同号イ及び第七号イ中「<u>百二十センチメートル</u>」とあり、同項第四号イ中「<u>階段に代わるもの</u>」にあつては<u>百二十センチメートル以上、階段に併設するもの</u>にあつては<u>九十センチメートル</u>」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「<u>段に代わるもの</u>」にあつては<u>百二十センチメートル以上、段に併設するもの</u>にあつては<u>九十センチメートル</u>」とあり、同項第四号中「<u>第十三条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十三条各号及び</u>」と、同項第七号中「<u>第十六条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十六条各号及び</u>」と読み替えるものとする。	(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準) 第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、<u>第十九条</u>の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>次の各号に</u>」とあるのは「<u>第一号又は第四号に</u>」と、<u>同項第一号中「経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。)を含み、</u>」とあるのは「<u>経路(</u>」と、同条第二項第三号中「<u>第十一条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十一条各号及び</u>」と、同号イ及び第七号イ中「<u>百二十センチメートル</u>」とあり、同項第四号イ中「<u>階段に代わるもの</u>」にあつては<u>百二十センチメートル以上、階段に併設するもの</u>にあつては<u>九十センチメートル</u>」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「<u>段に代わるもの</u>」にあつては<u>百二十センチメートル以上、段に併設するもの</u>にあつては<u>九十センチメートル</u>」とあり、同項第四号中「<u>第十三条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十三条各号及び</u>」と、同項第七号中「<u>第十七条の規定によるほか、</u>」とあるのは「<u>第十七条各号及び</u>」と読み替えるものとする。
第二十七条～第三十二条 (※旧 第二十六条～第三十一条)	第二十六条～第三十一条（略）	第二十七条～第三十二条（略）

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和6年8月6日
国土交通省告示第1072号

(新設) 告示第1072号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場(以下「不特定多数利用駐車場」という。)が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

三 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。)を行う場合であつて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特

定多数利用駐車場に設ける場合

イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける
場合次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該
（１）又は（２）に定める数

（１）当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車
場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特
定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該
不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下こ
の（１）及び（２）において同じ。）が二百以下の場合
当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に
一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（２）当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車
場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車
施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満
の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二
を加えた数

ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない
場合 一

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二
百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行す
る。

(新設) 告示第 1073 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件 令和 6 年 8 月 6 日 国土交通省告示第 1073 号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。 三 床は、平らとすること。 附 則 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。
------------------------	--

(新設) 告示第 1074 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件 令和 6 年 8 月 6 日 国土交通省告示第 1074 号 第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあつては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。 第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
------------------------	---

	第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。 - 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 - 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 - 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 - 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 - 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合 - イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 - ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあって
--	--

	は、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房 （男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 附 則 （施行期日） 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止） 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。
--	---